

事務連絡
令和2年4月24日

介護サービス事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、厚生労働省に確認し、下記のとおり整理したのでお知らせします。

なお、今後も、厚生労働省の通知等によっては、回答内容に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

記

【問】

感染症拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で、居宅訪問又は電話による安否確認を実施した場合に、送迎減算を行う必要はあるか。

【回答】

送迎減算を行わなくても差し支えない。

ただし、従来どおり事業所内でのサービスを継続する場合で、家族等が利用者の送迎を行うときは、従来の扱いと変わらず送迎減算を行う。

【※注意喚起】

介護保険最新情報 Vol. 816 の問 1 にありますように、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービス提供等を行う場合には、居宅介護支援事業所においても居宅サービス計画の見直しが必要とされています。

代替サービス等の開始及び報酬算定は、単に通所系サービス事業所と利用者間の合意があれば足りるものではなく、ケアマネジャーが利用者の希望を踏まえた比較検討の結果必要と判断し、居宅サービス計画に位置付けることが必要となりますので、代替サービス等を行う際は、ケアマネジャーとの密な連携をお願いします。

【問い合わせ先】

在宅サービスグループ 電話 087-832-3269